所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約に関する議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びチリ共和国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　条約の規定に関し、

(a)　チリの法令に基づいて設立された投資口座又は投資基金であって、条約第四条1に規定するチリの居住者とされないものについては、条約の規定は、当該投資口座又は投資基金が行う送金及び当該投資口座又は投資基金の参加者が保有する持分の償還又は譲渡から生ずる所得に対して、チリの法令に基づいて租税を課することを制限するものと解してはならない。

(b)　条約のいかなる規定も、条約の署名の日に施行されているチリの法令第六百号（外国投資法）の現行の規定及びその一般原則を変更することなく随時行われる改正の後の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

(c)　条約のいかなる規定も、条約第七条の規定に従ってチリ内に存在する恒久的施設に帰せられる利得について、チリにおいて日本国の居住者に対して行う第一区分税及び追加税の課税に影響を及ぼすものではない。ただし、追加税の額の計算上、第一区分税の全額を控除することができる場合に限る。

(d)　条約の解釈又は適用（ある措置が条約の適用の対象となるか否かを含む。）に関して生ずる問題は、条約第二十五条の規定に従ってのみ解決される。サービスの貿易に関する一般協定第十七条の規定は、両締約国の権限のある当局が、ある措置が条約第二十四条の規定の適用の対象とならないと合意する場合を除くほか、当該措置については、適用しない。この(d)の規定の適用上、「措置」とは、条約の対象となる租税に関する法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他同様の規定又は行為をいう。

2　条約第二条2の規定に関し、一方の締約国が条約の署名の日の後に財産に対する新たな租税を導入する場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、同条2第二文の規定に従って、他方の締約国の権限のある当局に対し、その新たな租税について通知する。

3　条約第四条1の規定に関し、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国の法令の下においてその所得の全部又は一部に対する租税が免除されるか否かにかかわらず、次の者を含む。

(a)　専ら宗教、慈善、教育、文化又は科学のために当該一方の締約国内において設立され、かつ、維持される法人

(b)　条約第三条1(j)に規定する年金基金であって、当該一方の締約国の法令に基づいて設立されるもの

(c)　輸出、投資又は開発を促進することを目的として設立された機関であって、当該一方の締約国が資本の全部を所有するもの

4　条約第七条に関し、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行っていた場合において、当該企業が当該恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行うことをやめた後、当該恒久的施設に帰せられる利得を取得するときは、当該利得に対しては、同条に定める原則に従って、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5　条約第十条の規定に関し、

(a)　チリが、他の条約において、チリにおいて納付される追加税の適用を制限することに合意する場合には、両締約国は、条約の特典の均衡を回復するために条約を改正することを目的として相互に協議する。

(b)　次のいずれかに該当する場合には、条約第十条4の規定は、適用せず、かつ、同条2(a)及び(b)の規定に基づいて課される租税の額は、一方の締約国の居住者である法人が支払う配当であって他方の締約国の居住者が受益者であるものの額の二十パーセントを超えないものとする。この場合において、両締約国は、条約の特典の均衡を回復するために条約を改正することを目的として相互に協議する。

(i)　チリの法令に基づいて課される追加税の率が三十五パーセントを超える場合

(ii)　納付すべき追加税の額を決定するに当たり、第一区分税の全額を控除することができなくなる場合

6　条約第十一条4の規定に関し、「バックトゥバック融資に関する取決め」とは、特に、一方の締約国の居住者である金融機関が他方の締約国内において生じた利子を受領し、かつ、当該金融機関が当該利子と同等の利子を他の者（当該他方の締約国内から直接に利子を受領するとしたならば当該利子について当該他方の締約国において同条2(a)に規定する租税の制限の適用を受けることができなかったとみられるものに限る。）に支払うように組成される全ての種類の取決めをいうことが了解される。

7　条約第十一条から第十三条までの規定に関し、チリが日本国以外の国との間で条約を締結する場合において、その条約の規定により利子若しくは使用料の支払に対する租税が条約第十一条2若しくは第十二条2の規定に基づいて課される租税よりも低いものに制限されるとき、又はその条約において条約第十三条に規定する収益に対する両締約国の租税を課する権利をより制限する条件が含まれるときは、両締約国は、日本国の要請に基づき、その低い租税又は制限された条件を条約に規定するために条約を改正することを目的として協議する。

8　条約第二十五条3の規定に関し、同条3に規定する「この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義」には、条約の目的が国際的な二重課税を回避することであることを考慮して、特典の付与に関し、予定されていない又は意図されていない方法で条約の規定が利用される事案を含むことが了解される。

9　条約第二十五条5及び6の規定に関し、同条6の規定は、同条5の規定に従って未解決の事項を仲裁に付託することについて、両締約国の権限のある当局が合意した場合にのみ適用されることが了解される。

10　条約第二十六条の規定に関し、同条1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、弁護士その他の法律事務代理人がその依頼者との間で行う次のいずれかの通信の内容を明らかにする情報を入手し、又は提供する義務を課するものと解してはならないことが了解される。

(a)　法的な助言を求め、又は提供するために行われる通信

(b)　その内容を進行中の又は予定される法的な手続において使用するために行われる通信

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十六年一月二十一日にサンティアゴで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
　二階尚人
チリ共和国のために
　アレハンドロ・ミッコ

総務大臣　山本　早苗
外務大臣臨時代理
　国務大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
　国務大臣　麻生　太郎